

令和8年度愛媛県トラック物流効率化等緊急支援事業費補助金交付要領

令和8年3月27日 策定

愛媛県の交付する令和8年度愛媛県トラック物流効率化等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び令和8年度愛媛県トラック物流効率化等緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

1 目的

長期化する燃油価格及び物価の高騰や人手不足、運転手の労働時間管理の厳格化など様々な要因によるトラックの輸送能力不足の問題に対応するため、車両の購入、物流の効率化や人材の育成・確保など輸送能力の向上に取り組むトラック事業者を支援することを目的として、補助事業を実施する。

2 事業内容

営業用トラック事業者（以下「事業者」という。）が実施する物流効率化等事業への補助（直接補助）

（1）補助対象事業

事業者が実施する次のいずれかの事業

- ①営業用トラックの導入（中古・リース車両を除く）
- ②輸送の効率化に資するシステムや機器の導入
- ③荷役作業の効率化機器等の導入
- ④共同配送や中継輸送の実施
- ⑤多様な人材確保を図るために行う環境整備事業（ハード事業）
- ⑥多様な人材確保・育成支援事業（ソフト事業）

（2）補助対象事業者

補助対象事業者は、交付申請日時点において、愛媛県内の本店又は営業所を有しており、かつ、当該拠点において引き続き1年以上のトラック事業の営業実績を有するとともに、現に当該事業を継続しており、同所において将来にわたって継続する意思があるトラック事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- ①愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人
- ②県税に未納がある者
- ③交付申請時において、貨物自動車運送事業法第33条に基づく処分を受けている者
- ④前各号に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして知事が特に除外すべきと認める者

(3) 補助対象経費、補助率及び補助上限額・下限額

【車両導入支援】

補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	営業用トラックの車両本体価格 ※補助上限額と車両本体価格の3分の1を比較し、安価な方を採用する。 ※補助対象者あたりの申請台数は3台を上限とする。
補助率	3分の1 ※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
補助上限額	大型トラック（10tクラス） 1台あたり 2,500,000円 中型トラック（4tクラス） 1台あたり 1,900,000円 小型トラック（2tクラス） 1台あたり 1,700,000円

【物流の効率化、人材確保・育成支援】

補助対象経費 ※いずれも消費税及び地方消費税を除く。	(物流の効率化) ・輸送の効率化に資するシステムや機器の導入に要する費用 ・荷役作業の効率化機器等の導入に要する費用 ・共同配送や中継輸送の実施に要する費用 (人材確保・育成) <ハード事業（職場の労働環境改善）> ・シャワー室、休憩室、更衣室、託児スペース等の施設や設備の整備に要する費用等 <ソフト事業> ・就職説明会の開催・出展、研修・キャリアパス制度の導入、運転免許や資格取得支援に要する費用等
補助率	2分の1 ※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
補助上限額・補助下限額	補助上限額：2,000,000円 補助下限額：250,000円 ※ソフト事業のうち運転免許や資格取得支援に係るものは、補助下限額にかかわらず200,000円を1人当たりの上限とし実費補助とする。

(4) 事業期間

補助事業の事業期間は、交付決定の日から令和9年2月26日までとし、遅くとも令和9年2月26日までに要綱第9条の実績報告を実施するものとする。

補助対象事業が令和9年2月26日までに完了しない場合は、その事実が明らかになった時点で速やかに県へ相談し、その判断に従うこと。

(5) 複数事業の申請

本補助金は、要綱別表1・2の補助対象事業の区分に応じ、複数事業での申請を可能としている。この場合、全ての事業についてそれぞれ補助上限額及び補助下限額を満たす必要がある。ただし、資格取得については補助下限額にかかわらず20万円を1人当たりの上限として、要した経費を実費補助とする。
(なお、資格取得についても、補助上限額200万円の範囲内で補助するものであることに留意すること。)

例：車両価格3,000万円の営業用車両（大型）導入、300万円の休憩室整備、40万円の大型免許取得支援を実施

事業	県補助	自己資金（借入金含む）
営業用車両（大型）	250万円（1/3 上限あり）	2,750万円
休憩室	150万円（1/2 上下限あり）	150万円
大型免許取得支援	20万円（実費 上限あり）	20万円
合計	420万円	2,920万円

(6) 国等補助との併用

本補助金は、国補助及びその他の補助（国等補助）との併用を可能としている。併用する場合は、補助金交付申請書の収支予算書及び実績報告書の収支決算書においてその旨明記すること。

なお、県が交付する他の補助との併用は認めない。また、市町等が交付する補助にも一部併用不可のものがあるため、申請書に他に利用する補助金の名称を記載すること。

※車両導入支援について、県補助と国等補助の総額が、車両価格を超えることは不可。また、物流効率化及び人材確保・育成支援については、事業費から国等補助の金額を除いた後の金額を補助対象経費額とする。

例1：車両価格3,000万円の営業用車両（大型）を国等補助と併用

国等補助 500万円	県補助（1/3 上限250万円） 250万円	自己資金（借入金含む） 2,250万円
---------------	---------------------------	------------------------

例2：車両価格900万円の営業用車両（小型）を国等補助と併用

国等補助 400万円	県補助（1/3 上限170万円） 170万円	自己資金（借入金含む） 330万円
---------------	---------------------------	----------------------

例3：車両価格450万円の営業用車両（小型）を国等補助なしで購入

県補助（1/3 上限170万円） 150万円	自己資金（借入金含む） 300万円
---------------------------	----------------------

※補助上限額（170万円）が車両価格の3分の1（150万円）を上回っていることから、補助額を車両価格の3分の1とする。

例4：導入費用5,000万円の配車計画システムを国等補助（1/2）と併用して導入

国等補助（1/2 上限4,000万円） 2,500万円	県補助（1/2 上限200万円） 200万円	自己資金（借入金含む） 2,300万円
--------------------------------	---------------------------	------------------------

※事業費総額5,000万円－国等補助2,500万円＝2,500万円を補助対象経費とする。
(県補助額は2,500万円×1/2＝1250万円＜200万円)

例 5：車両価格 300 万円のフォークリフトを国等補助なしで購入

県補助 (1/2 上限 200 万円) 150 万円	自己資金 (借入金含む) 150 万円
-------------------------------	------------------------

例 6：車両価格 300 万円のフォークリフトを国等補助 (1/2) と併用して購入

国等補助 (1/2 上限 100 万円) 100 万円	県補助 (1/2 上限 200 万円) 100 万円	自己資金 (借入金含む) 100 万円
--------------------------------	-------------------------------	------------------------

※事業費総額 300 万円－国等補助 100 万円＝200 万円を補助対象経費とする。
(県補助額は 200 万円×1/2＝100 万円)

例 7：販売価格 60 万円のアシストスーツ 3 台 (180 万円) の購入と、整備費用 300 万円の休憩室設置を国等補助なしで実施

県補助 (1/2 上限 200 万円)		自己資金 (借入金含む) 280 万円
アシストスーツ分 75 万円	休憩室整備分 125 万円	

例 8：販売価格 60 万円のアシストスーツ 3 台 (180 万円) の購入と、整備費用 300 万円の休憩室設置を国等補助 (1/2) と併用して実施

国等補助 (1/2 上限 100 万円)	県補助 (1/2 上限 200 万円)	自己資金 (借入金含む) 190 万円
アシストスーツ+休憩室整備 100 万円	アシストスーツ+休憩室整備 =190 万円	

※事業費総額 480 万円－国等補助 100 万円＝380 万円を補助対象経費とする。
県補助額は 380 万円×1/2＝190 万円

例 9：車両価格 300 万円のフォークリフトの購入と、出展料 50 万円の就職説明会に出展し、国庫補助なしで実施

県補助 (1/2 上限 200 万円)		自己資金 (借入金含む) 175 万円
フォークリフト分 (150 万円) + 就職説明会分 (25 万円) =175 万円		

例 10：車両価格 300 万円のフォークリフト 2 台の購入と、出展料 50 万円の就職説明会に出展。フォークリフト 2 台 (600 万円) の購入を国等補助 (1/2) と併用して実施

国等補助 (1/2 上限 100 万円)	県補助 (1/2 上限 200 万円)	自己資金 (借入金含む) 350 万円
フォークリフト分 100 万円	フォークリフト分 (250 万円) + 就職説明会分 (25 万円) =275 万円 > 200 万円	

※フォークリフト分 600 万円－国等補助 100 万円＝500 万円を補助対象経費とする。
フォークリフト分県補助額は 500 万円×1/2＝250 万円 > 200 万円

例 11：求人募集のため、自社ホームページ改修を 40 万円かけて実施。あわせて、大型免許取得に係る経費 30 万円を従業員 1 名分支援。大型免許取得に係る経費は県トラック協会から 1 人 15 万円助成

県トラック協会助成	県補助 (1/2 上限 200 万円)	自己資金 (借入金含む) 20 万円
大型免許 1 名分 15 万円	ホームページ改修分 (20 万円) + 大型免許取得支援分 (15 万円) =35 万円 > 25 万円	

※大型免許取得支援 30 万円－県トラック協会助成 15 万円＝15 万円を 1 人当たりの補助金額とする。

※ホームページ改修分の補助金額は補助下限額の 25 万円を下回るが、資格取得支援への補助額とあわせて 25 万円以上となることから補助対象とする。

例 12：車両価格 300 万円のフォークリフト 2 台の購入と、出展料 50 万円の就職説明会に出展のうえ、大型免許取得に係る経費 30 万円を従業員 2 名分支援。フォークリフト 2 台（600 万円）の購入については、国等補助（1/2）を併用、大型免許取得に係る経費は県トラック協会から 1 人 15 万円ずつ助成

国等補助（1/2 上限 100 万円）	県トラック協会 助成	県補助（1/2 上限 200 万円）	自己資金 （借入金含む） 380 万円
フォークリフト分 100 万円	大型免許 2 名分 30 万円	フォークリフト分（250 万円） + 就職説明会分（25 万円） + 大型免許取得支援 2 人分（30 万円） = 305 万円 > 200 万円	

※フォークリフト分 600 万円－国等補助 100 万円＝500 万円を補助対象経費とする。

フォークリフト分県補助額は 500 万円×1/2＝250 万円

※大型免許取得支援 30 万円－県トラック協会助成 15 万円＝15 万円を 1 人当たりの補助金額とする。

（7）その他

予算額を上回る申請があった場合は、車両購入に申請のあった車両台数や、過去に実施した「愛媛県トラック物流効率化等支援事業費補助金」への申請回数等を総合的に勘案するなどして、交付申請のあった金額よりも減額して交付決定する場合がある。なお、この際に、当該受付期間における申請受付の順序は考慮しない。

3 事業の実施方法

（1）交付申請

申請を行う補助金の対象事業者（以下「補助対象事業者」）は、「5（3）提出書類」に記載の書類を作成し、4の受付期間内に別に定める補助金の受付事務を受託した者（以下、「事務補助者」という。）に提出すること。

（2）交付決定

申請書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、通知する。

（3）補助事業の開始

補助対象事業者は、原則として、県から交付決定通知を受けてから補助事業の開始が可能となる。

ただし、やむを得ない事由により交付決定を受ける前に補助事業に着手しようとするときは、「事前着手届出書（様式第 2 号）」を知事に提出すること。（その場合も、（1）の交付申請以降に着手したものに限られる。）

また、補助対象事業者が補助事業に係る契約を行う場合には、可能な限り一般競争入札又は指名競争入札に付するなど、公正性の確保及び経費節減に努めること。

（4）補助事業の計画変更

補助金交付の決定を受けた補助対象事業者（以下「補助決定事業者」）は、補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合及び補助事業の中

止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要がある。

ただし、交付決定額の変更を伴わない20%以内の補助対象経費の額の変更や補助目的に変更をもたらすものでない軽微な事業内容の変更の場合は、承認を受ける必要はない。

(5) 額の確定

補助決定事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。なお、実績報告書の提出期限が、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合は、翌開庁日を期限とする。ただし、補助事業は2（4）の事業期間内に完了すること。

県は、補助決定事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助決定事業者に通知する。

(6) 補助金の支払

補助金の支払は、補助金の額の確定後となる。

(7) 取得財産等の管理

補助決定事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要がある。

取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要がある。

この処分又は処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約）を開始する前に承認を受けること。

そのほか、補助決定事業者は、本事業に係る書類等について、取得財産等の処分制限期間が満了するまで保存すること。

4 受付期間及び交付決定時期

○受付期間 令和8年4月1日（水） ～ 令和8年4月30日（木）
令和8年5月交付決定（予定）

・交付決定額が予算額に達しなかった場合は、追加募集を行うことがある。

5 交付申請書類の提出

(1) 問合せ・提出先

別に定める事務補助者とする。

(2) 提出方法

申請受付の方法については、事務補助者に確認すること。

(3) 提出書類

補助金交付申請書（様式第 1 号）及びその関係書類。
（原本、事務補助者控え、申請者控えの計 3 部作成）